

被扶養者認定を受ける際に必要となる資料一覧

- 以下「1」～「3」で、扶養認定対象者に該当する項目全てについて、必要書類を提出してください。
- 以下「4」については、社員、任意継続保険・特例退職保険加入の被保険者本人の提出資料も必要です。

\*「所得証明書」「戸籍謄本」は3か月以内発行のもので受け取ります。  
 \*役所で発行される「所得証明書」または「非課税証明書」は6月に更新につき、1～5月には前々年の収入が表示されます。そのため、届出時期により証明書類が異なる場合があります。  
 \*認定業務にあたり、追加で書類の提供を求める場合があります。また、不備、不足がある場合も、再度書類の提出を求めることがあります。

1	申請書	被扶養者異動届	在職者用 PDF、Excel、記入例	添付書類	発行場所
			任意継続・特例退職者用 PDF、Excel、記入例		
2	状況確認書類	現況届	子ども用被扶養者現況届 兼 同意書 新生児の扶養、子の離職に伴う扶養、共働き夫婦の収入逆転に伴う扶養付替え、グループ内転籍時、シニア再雇用時など PDF、Excel	[18歳以上の子ども添付書類] ＜収入がない場合（無職）＞ ・「所得証明書」原本 ＜収入がある場合（アルバイト等）＞ ・「所得証明書」原本 ・その他、得ている収入について 雇用証明書（今後1年間の収入証明記載のもの）、障害年金を受給している方は年金改定通知書（写）もしくは振込通知書（写）など	「所得証明書」→市区町村役場 「雇用証明書」→アルバイト・勤務先 「障害年金受給者証」→日本年金機構
		被扶養者現況届（子ども以外）	結婚・親・配偶者の離職に伴う扶養など PDF、Excel、記入例	該当の現況届をご確認ください 同居・別居、収入の有無に関わらず、被扶養者となる家族の「所得証明書」または「非課税証明書」の原本は必須	
3	1年以内の退職に伴う（雇用契約変更を含む）申請の場合 収入有無の確認書類	失業等給付の受給および離職票等の提出に伴う承諾書	離職した家族を扶養に入れる場合 PDF		
			添付書類	発行場所	備考
		離職票等入手前に申請するとき	社会保険資格喪失証明書（写）	前勤務先	雇用形態変更で社会保険は外れ、扶養範囲内で勤めている場合も必要
		失業給付を受給しない	離職票-1,-2（写）	前勤務先	
		失業給付を受給する	雇用保険受給資格者証の表・裏面（写）	ハローワーク	
		失業給付の受給延長	離職票-1,-2、延長通知書（写）	前勤務先とハローワーク	
		雇用保険未加入者	退職証明書	前勤務先	
		雇用保険受給終了者	雇用保険受給資格者証の表・裏面（写）	ハローワーク	裏面に「支給終了」または「受給期間満了」の印字があること
		健康保険の扶養範囲で就労する	雇用証明書	勤務先	雇用契約書（給与・勤務日数・時間・社会保険加入有無の条件明記等）でも可（写）
		自営業者	確定申告書（写）、 収支内訳書または青色申告書（写） ※税務署の受付印または日付の電子刻印があること	税務署	
その他株式、利子、不動産賃貸料等収入	確定申告書（写）、 年間取引報告書（写）などこれに準ずる資料（写） ※税務署の受付印または日付の電子刻印があること	税務署			
各種年金受給者、または今後の受給者	直近の年金振込通知書や年金改定通知書、または振込額が記載された通帳（写）	日本年金機構			
企業年金・個人年金	直近の年金振込通知書や年金改定通知書、または振込額が記載された通帳（写）	日本年金機構			

共働きの夫婦が、子ども等の被扶養者認定を受ける際に必要な添付資料一覧（「被扶養者異動届」「子ども用被扶養者現況届兼同意書」以外を記載）

役所で発行される「所得証明書」または「非課税証明書」は毎年6月に更新され、1～5月には前々年の収入が表示されます。そのため、届出時期により証明書類が異なります。

4			届出時期	
			1～5月	6～12月
	オムロン健保被保険者（社員・OB本人）の提出資料	●最新（前年）の「源泉徴収票」（写） ●オムロンの給与以外に収入がある場合は、証明となる書類全て提出 （例：株の年間取引明細書、年金振込通知書、確定申告書類等）	●「所得証明書」の原本 ●オムロンの給与以外に収入がある場合は、証明となる書類全て提出 （例：株の年間取引明細書、年金振込通知書、確定申告書類等）	
	配偶者の状況別提出資料	給与所得者	●最新（前年）の「源泉徴収票」（写） ●直近3か月分の給与明細＋直近1回分の賞与明細 ●給与以外に収入がある場合は証明となる書類全て （例：育児休業給付金決定通知書（※）、株の年間取引明細書、年金振込通知書等）	●「所得証明書」もしくは「非課税証明書」の原本 ●直近3か月分の給与明細＋直近1回分の賞与明細 ●給与以外に収入がある場合は証明となる書類全て （例：育児休業給付金決定通知書（※）、株の年間取引明細書、年金振込通知書等）
		自営業者	●「所得証明書」の原本もしくは「非課税証明書」の原本 ●直近2年分の「確定申告書類」一式（写）（収支内訳書もしくは青色申告決算書を含む）	
	共済組合の組合員については、その者が主たる扶養者である場合に、扶養手当等の支給が行われること、とされています。そのため、当該の被扶養者に扶養に相当する手当が支給されていると確認できる場合は、共済組合員の扶養となります。			

（※）育児休業給付金決定通知書は、後日の提出でも可とします。